

広報・通信

資料 26 流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	1	平方 1 号公園	
	2	駒形神社	
	3	東深井 5 号公園	
	4	江戸川台 7 号公園	
	5	江戸川台 12 号公園	
	6	北 3 号公園	
	7	江戸川台 16 号公園	
	8	若葉台 1 号公園	
	9	青田 2 号公園	
	10	美田 2 号公園	
	11	十太夫 1 号公園	
	12	野々下 1 号公園	
	13	松ヶ丘公園	
	14	東部中学校	屋上
	15	不二公園	
	16	向小金 3 号公園	
	17	八木中学校	屋上
	18	美和 2 号公園	
	19	赤城山公園	
	20	南流山 6 号公園	
	21	南流山中央公園	
	22	宮園 1 号公園	
	23	鱒ヶ崎 1 号公園	
	24	流山市役所	屋上
	25	東深井 11 号公園	
	26	東深井福祉会館	
	27	東深井小学校	屋上

無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	28	名都借2号公園	
	29	江戸川台1号公園	
	30	平方3号公園	
	31	平方村新田自治会館	
	32	常盤松中学校	屋上
	33	初石6号公園	
	34	駒木3号公園	
	35	野々下6号公園	
	36	松ヶ丘2号公園	
	37	向小金4号公園	
	38	向小金福祉会館	
	39	平和台4号公園	
	40	宮園2号公園	
	41	流山小学校	屋上
	42	流山幼稚園	
	43	南流山9号公園	
	44	南流山2号公園	
	45	西深井10分団	
	46	こうのす台3号公園	
	47	江戸川台9号公園	
	48	北部公民館	屋上
	49	江戸川台7号緑地	
	50	駒木台福祉会館	
	51	初石1号公園	
	52	初石10号公園	
	53	南福祉会館	
	54	駒木4号公園	
	55	西初石5丁目	
	56	長崎保育所	
	57	東小学校	屋上
	58	総合運動公園	
	59	中自治会館	
	60	南部中学校	屋上
	61	中央公民館	屋上
62	平和台6号公園		

無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	63	観音寺	
	64	流山北小学校	
	65	東深井本宿緑地	
	66	上貝塚	

注

- 1) 固定系子局は、すべて同報系子局用固定局である。
- 2) 備考欄の「屋上」とは、設置場所が建物の屋上にあるものをいう。

資料 27 防災行政無線固定系施設の配置図

番号	局名
1	平方1号公園
2	駒形神社
3	東深井5号公園
4	江戸川台7号公園
5	江戸川台12号公園
6	北3号公園
7	江戸川台16号公園
8	若葉台1号公園
9	青田2号公園
10	美田2号公園
11	十太夫1号公園
12	野々下1号公園
13	松が丘公園
14	東部中学校
15	不二公園
16	向小金3号公園
17	八木公園
18	美和2号公園
19	赤城山公園
20	南流山6号公園
21	南流山中央公園
22	宮園1号公園
23	鱈ヶ崎1号公園
24	流山市役所
25	東深井11号公園
26	東深井福祉会館
27	東深井小学校公園
28	名都借2号公園
29	江戸川台1号公園
30	平方3号公園
31	平方村新田自治会館公園
32	常磐松中学校
33	初石6号公園
34	小巻3号公園
35	野々下6号公園
36	松ヶ丘2号公園
37	向小金4号公園
38	向小金福祉会館
39	平和台4号公園
40	宮園2号公園
41	流山小学校
42	流山幼稚園
43	南流山9号公園
44	南流山2号公園
45	西深井10分団
46	こうのす台3号公園
47	江戸川台9号公園
48	北部公民館
49	江戸川台7号緑地
50	駒木台福祉会館
51	初石1号公園
52	初石10号公園
53	南福祉会館
54	駒木4号公園
55	西初石5丁目
56	長崎保育所
57	東小学校
58	総合運動公園
59	中自治会館
60	南部中学校
61	中央公民館
62	平和台6号公園
63	観音寺
64	流山北小学校
65	東深井本宿緑地
66	上貝塚



● ……親局設置場所（流山市役所）
 △ ……遠隔制御装置設置場所（流山市消防本部）
 ○ ……子局設置場所

資料 28 流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧

無線系の種別		呼出名称	設置場所
基地局		ぼうさいながれやま	流山市役所内 安心安全課 道路管理課 河川課
陸 上 移 動 局	車載型	ぼうさいながれやま 1	安心安全課
		ぼうさいながれやま 2	河川課
		ぼうさいながれやま 3	道路管理課
		ぼうさいながれやま 4	道路管理課
		ぼうさいながれやま 5	環境政策課
		ぼうさいながれやま 6	道路管理課
		ぼうさいながれやま 7	河川課
		ぼうさいながれやま 8	秘書広報課
		ぼうさいながれやま 9	道路管理課
		ぼうさいながれやま 10	道路管理課
		ぼうさいながれやま 11	道路管理課
	可搬型	ぼうさいながれやま 101	安心安全課
		ぼうさいながれやま 102	安心安全課
		ぼうさいながれやま 103	安心安全課
		ぼうさいながれやま 104	安心安全課
		ぼうさいながれやま 105	安心安全課
		ぼうさいながれやま 106	安心安全課
		ぼうさいながれやま 107	安心安全課
		ぼうさいながれやま 108	安心安全課
		ぼうさいながれやま 109	安心安全課
		ぼうさいながれやま 110	安心安全課
		ぼうさいながれやま 111	安心安全課
		ぼうさいながれやま 112	安心安全課
		ぼうさいながれやま 113	安心安全課
		ぼうさいながれやま 114	安心安全課
	ぼうさいながれやま 115	安心安全課	
	携帯型	ぼうさいながれやま 201	安心安全課
		ぼうさいながれやま 202	安心安全課
		ぼうさいながれやま 203	安心安全課

資料 29 流山市防災行政無線系管理運用規程

昭和 61 年 4 月 1 日

訓令第 6 号

改正	昭和 61 年 12 月 12 日訓令第 9 号	昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号
	平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号	平成 2 年 3 月 30 日訓令第 3 号
	平成 3 年 1 月 23 日訓令第 1 号	平成 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号
	平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号	平成 9 年 4 月 1 日訓令第 4 号
	平成 12 年 3 月 31 日訓令第 1 号	平成 19 年 3 月 30 日訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市防災行政無線系の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市の施設内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる同報系子局用固定局及び受信設備をいう。
- (7) 無線系 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の総称をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。

(無線系の設置場所等)

第 3 条 無線系の設置場所等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(職員の配置)

第 4 条 無線系に総括管理者及び管理責任者を置く。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局に通信責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線系の管理及び業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、無線系の管理及び業務を行うとともに、通信責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。

(通信責任者)

第7条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、通信担当者を指揮監督し、それぞれが維持管理する基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の管理及び業務を円滑に遂行しなければならない。

2 通信責任者は、総括管理者が指名した者とする。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、法令に従い、通信操作、技術操作その他必要な維持管理を適切に行わなければならない。

2 通信担当者は、無線従事者をもって充てる。ただし、充てるべき無線従事者がいないときは、総括管理者が指名した者をもって充てることができる。

(通信の確保)

第9条 総括管理者は、災害その他の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに通信を確保するため、通信の統制その他の必要な措置を講じなければならない。

(無線設備の借受)

第10条 陸上移動局の無線設備を借り受けようとする者は、防災行政無線貸出簿(別記第1号様式)に課名、使用者その他の必要な事項を記入の上、当該無線設備を管理している通信責任者の承認を受けなければならない。

(通信担当者の特例)

第11条 前条の規定による承認を受けた無線設備の使用者が、第8条第2項に規定する通信担当者でないときは、この者を通信担当者とみなす。

(無線設備の保守点検)

第12条 管理責任者及び通信責任者は、それぞれが管理する無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備保守点検基準(別表第2)に定めるところにより、無線設備の保守点検を行わなければならない。

(無線設備の点検報告等)

第13条 通信責任者は、通信担当者に無線設備を毎日点検させ、無線設備点検記録簿(別記第2号様式)に必要な事項を記入させなければならない。

2 通信責任者は、毎月5日までに前月の無線設備の点検の状況を前項の無線設備点検記録簿により、管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通信責任者は、無線設備の異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の無線設備の点検記録の状況を取りまとめ、かつ、無線設備点検記録年間状況報告書(別記第3号様式)により、総括管理者に報告しなければならない。

(基地局及び固定系親局の運用状況の報告等)

第 14 条 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、通信担当者に毎日の基地局及び固定系親局の運用状況を無線業務日誌（別記第 4 号様式）に記入させなければならない。

2 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、毎月 5 日までに前月の基地局及び固定系親局の運用状況を前項の無線業務日誌により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、毎年 1 月末日までに前年の基地局及び固定系親局の運用状況を取りまとめ、かつ、基地局及び固定系親局運用状況報告書（別記第 5 号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第 15 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能を確認し、及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上

(2) 定期通信訓練 毎年 4 半期ごと

（無線従事者の養成）

第 16 条 総括管理者は、無線系の運用体制に支障を来たさないよう常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（研修）

第 17 条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信担当者に対して電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他の関係法令等について研修を行うものとする。

（書類等の備付け）

第 18 条 基地局及び固定系親局には、正確な時計を見やすい場所に備え付けておかなければならない。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局には、別表第 3 左欄の区分に従い、同表中欄に掲げる業務書類を備え付けておかなければならない。

3 前項の業務書類の処理方法は、別表第 3 右欄のとおりとする。

（委任）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 12 日訓令第 9 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 1 月 23 日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日訓令第 4 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条）

（その 1） 資料 28、資料 26 に示す。

別表第 2（第 12 条）

（その 1）

無線設備保守点検基準（基地局・陸上移動局）

実施者	無線局の種別 点検項目	基地局	陸上移動局		
			車載型	可搬型	携帯型
管理 責任者	送信出力 周波数偏差 最大周波数偏移 V S W R スプリアス輻射 20 d B B Q S 感度 スケルチ感度及び動作 各機能動作試験 機器清掃 空中線取付状況 同軸ケーブル取付状況 電源装置 遠隔制御器の動作 通話試験				
通信 責任者	各機能動作試験 送受信動作の確認 空中線取付状況 無線設備本体の状況の確認 機器清掃 バッテリーの充電状態				

備考

印の項目について点検すること。

(その2)

無線設備保守点検基準（固定系親局・固定系子局）

施者	無線局の種別 点検項目	固定系親局	固定系子局	
			同報系子局用固定局	受信設備
管理 責任者	送信出力 周波数偏差 最大周波数偏移 受信入力 VSWR スプリアス輻射 20dBQ S感度 スケルチ感度及び動作 電源電圧 各機能動作試験 機器清掃 空中線取付状況 スピーカ取付状況 同軸ケーブル取付状況 遠隔制御装置の動作 信号対雑音比			
通信 責任者	各機能動作確認 空中線取付状況 スピーカ取付状況 機器清掃 地図表示盤の確認 タイマー時計の確認			

備考

印の項目について点検すること。

別表第3(第18条第3項)

区分	業務書類	処理方法	
基地局及び固定系親局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線業務日誌	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。 (4) 管理責任者は、2年間保存するものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書の交付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	防災行政無線緊急放送書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	
	防災行政無線放送依頼書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	
陸上移動局	無線局免許状	車載型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		可搬型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		携帯型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
	無線局免許証票	車載型	自動車の運転者席の斜め前方のダッシュボード上であって、運転の支障とならず、かつ、自動車の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。ただし、当該箇所に掲示することが困難である場合は、これに準ずる箇所に掲示することができる。
		可搬型	無線設備に備え付けるものとする。
	携帯型	無線設備に備え付けるものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
無線局の変更の申請書の添付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
防災行政無線貸出簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
固定系子局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	

《様式 27 防災行政無線貸出簿》

《様式 28 無線設備点検記録簿》

《様式 29 無線設備点検記録年間状況報告書》

《様式 30 無線業務日誌》

《様式 31 基地局及び固定系親局運用状況報告書》

資料 30 基地局及び陸上移動局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、基地局及び陸上移動局の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、非常通信及び普通通信とする。

- (1) 非常通信 災害発生時等に対処するための緊急通信
- (2) 普通通信 非常通信以外の通信

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) その他市政の運用に関するもの

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信方法)

第9条 通信の方法は、次のとおり行う。

- (1) 呼出し 自局より相手局を呼出す場合には音声による相手局の呼出名称による。
(呼出事項)
相手局の呼出名称 3回以内
こちらは
自局の呼出名称 1回
- (2) 応答 自局に対する呼出しを受信した局は、直ちに音声による応答をしなければならない。
(応答事項)
相手局の呼出名称 3回以内
こちらは
自局の呼出名称 1回

(定期試験通信方法)

第10条 定期試験通信方法は、次のとおり行う。

- (1) ただいま試験中 (3回)
(2) こちらは (1回)
(3) 自局の呼出名称 (3回)
(4) 1分間聴守を行い、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。
(5) 「本日は晴天なり」 (連続)
(6) 自局の呼出名称 (1回)

(統制時の通話)

第11条 使用方法は、平常時と同様であるが、本部統制卓において、すべての通話モニター及び必要に応じて、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱いの順序の指定などを行う。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

資料 31 固定系親局及び固定系子局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年 4 月訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、固定系親局及び固定系子局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第 2 条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害及び大規模停電情報であって緊急を要するもの
- (2) 光化学スモッグに関する注意報及び警報
- (3) 市行政の周知連絡に関すること
- (4) 時報
- (5) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に定める範囲内において、市長が特に必要と認めた事項

(放送の種類)

第 3 条 放送の種類及び放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる放送事項
- (2) 一般放送 前条第 3 号及び第 5 号に掲げる放送事項
- (3) チャイム放送 前条第 4 号に掲げる放送事項

(緊急放送)

第 4 条 緊急放送は、次の場合に総括管理者の指示を受けて無線従事者が行うものとする。

- (1) 災害が発生したとき、又は災害の発生が予測されるとき。
- (2) 光化学スモッグ注意報又は光化学スモッグ警報が発令及び解除されたとき。
- 2 緊急放送は、極力上司の指示を受け流山市地域防災計画(資料編)に定める例文に基づき、市民生活部安心安全課又は消防本部消防防災課において行う。
- 3 緊急放送を行ったときは、速やかに防災行政無線緊急放送書(別記第 1 号様式)により総括管理者に報告するものとする。

(一般放送)

第 5 条 一般放送は、必要に応じ原則として午前 10 時に行う。

- 2 一般放送は、次の場合には行わない。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日
- 3 各課長等は、所掌の事務により市民に周知する必要があるときは、原則として放送希望日の 5

日前までに防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)により、総括管理者へ依頼しなければならない。

- 4 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し放送の可否について決定するものとする。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼課長等に通知するものとする。
- 5 一般放送は、市民生活部安心安全課において行い、その放送内容を管理責任者に報告するものとする。
- 6 一般放送は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の方法)

第6条 緊急放送(遠隔操作による放送を含む。)及び一般放送は、必要に応じて次に掲げる方法により行う。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送
- (4) 緊急一斉放送

(チャイム放送)

第7条 チャイム放送は、次に掲げる時間により行う。

- (1) 午後4時 1月、10月、11月、12月
- (2) 午後5時 2月、3月、4月、9月
- (3) 午後6時 5月、6月、7月、8月

(遠隔操作)

第8条 遠隔操作の運用時間は、原則として正規の勤務時間以外とする。

2 遠隔操作による放送は、緊急放送に関するもののみとする。

(遠隔操作の特例)

第9条 遠隔操作の運用においては、消防長が総括管理者の業務を代行するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

《様式32 防災行政無線緊急放送書》

《様式33 防災行政無線放送依頼書》

資料 32 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年流山市訓令第 6 号)第 19 条の規定により防災行政無線局(固定系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第 2 条 戸別受信機は、次に掲げる者に貸与し、その者の住宅に設置する。

- (1) 流山市消防団規則(昭和 53 年流山市規則第 6 号)第 3 条第 1 項に規定する団長、副団長、分団長及び第 4 条に規定する方面隊長
- (2) 自主防災組織の会長又は自治会長
- (3) 流山市災害対策本部要員として位置付けられた本部員のうち、市内在住の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(設置の承諾)

第 3 条 戸別受信機の設置を承諾した者(以下「承諾者」という。)は、防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第 4 条 次に掲げる費用は、市が負担するものとする。

- (1) 戸別受信機の設置及び撤去に係る費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に係る費用
- (3) 善良な管理下において生じた故障及び破損の修理に係る費用

(承諾者の責務)

第 5 条 承諾者は、戸別受信機を適正に管理するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時電源を入れておき、音量等を最良の状態に調整しておくこと。
- (2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源(乾電池)の点検及び交換をすること。
- (3) 戸別受信機の異常を発見したときは、市長にその旨を報告すること。
- (5) 戸別受信機は、電池の交換以外、絶対に内部の機器に手を触れないこと。

(譲渡等の禁止)

第 6 条 承諾者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(解除及び撤収)

第 7 条 市長は、承諾者が次の各号に該当すると認めたときは、戸別受信機の貸与を解除し、当該戸別受信機を撤収するものとする。

- (1) 承諾者がこの要領に違反したとき。

- (2) 防災行政無線局の管理運用上、特に支障があると認めるとき。
- (3) 承諾者から戸別受信機を必要としない旨の申し出があったとき。
- (4) 承諾者が、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、戸別受信機の管理及び取扱に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

《様式 34 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書》